

平成 23 年度第 4 回茨木市立保育所民営化外部検討委員会  
平成 23 年度第 7 回茨木市立保育所民営化庁内検討委員会  
議事要旨

1 日 時 平成 23 年 10 月 24 日 ( 月 ) 午前 10 時 ~ 11 時 40 分

2 場 所 茨木市役所 南館 3 階 防災会議室

3 出席委員

(1) 外部検討委員会 ( 五十音順 )

小田委員、坂本委員、松岡委員

(2) 市

津田副市長、河井こども育成部長、小西教育委員会管理部長、上田政策企画課長、秋元財政課長、染川こども政策課長、佐藤子育て支援課長、森岡保育課長、小西学童保育課長、中井教育政策課参事

4 傍聴者 2 名

5 案 件

(1) 茨木市立保育所民営化事業評価を踏まえた留意事項等について

(2) その他

6 発言要旨

事務局： 会議の開催の前に、委員会への報告がございます。

外部検討委員会の C 委員から、体調不良のため、欠席とのご連絡をいただいております。

また、外部検討委員会設置要綱では、委員の欠席により会議が開催できない旨の規定を設けておりませんので、会議は成立しておりますことを報告させていただきます。よろしく願いいたします。

委員長： それでは、定刻の 5 分程前でございますが、出席予定の委員の皆さまは、お揃いですので、ただ今より、庁内検討委員会と合同で、第 4 回茨木市立保育所民営化外部検討委員会を開催いたします。

本日は、公・私何かとお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

この会議については、原則、公開という運営をしています。

今回も、非公開とすべき案件が発生しない限り、公開ということに変更はございませんので、既に、傍聴の方にもご入室をいただいておりますことを報告させていただきます。

本日の終了時刻は、正午を予定しておりますので、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

早速でございますが、本日の次第に沿って、議事を進めさせていただきます。

本日の案件は、「茨木市立保育所民営化事業評価を踏まえた留意事項等について」ということでございます。

まず、前回の会議からの経過を申し上げますと、外部検討委員会において、民営化事業評価に関する報告書の承認をしたところです。

それらの結果を踏まえて、庁内検討委員会で、民営化事業そのものの継続の可否について、検討いただくことになりました。

また、その結果、継続の必要があると判断された場合には、外部検討委員会を開催して、意見・提案を徴するということになっておりました。

そこで、前回の外部検討委員会の開催後における庁内検討委員会での検討結果について、まず、ご報告いただきたいと思います。

副市長： 外部検討委員会において、民営化事業評価に関する報告書の作成に、ご協力をいただきまして、ありがとうございます。

その後、10月4日に、民営化事業の評価結果を踏まえ、庁内検討委員会において、民営化事業の継続について、検討いたしました。その内容については、関連資料の1頁に添付しております。

庁内検討委員会で検討した結果をまとめ、市長に報告をしております。その内容につきましては、庁内検討委員会におきまして、民営化事業を継続すべきであると判断したこと、それと、もう一点は、継続にあたっては、保育における今日的な課題、待機児童の問題でありますとか、喫緊の課題を抱えておりますので、そのような課題等を踏まえて、民営化基本方針を改定すべきであるという判断に至っております。

その理由といたしましては、今回の8か所の民営化に伴いまして、在宅での子育ての支援、また、全ての子育て家庭への支援策が拡充できる効果があったという評価結果に基づいた、ひとつの視点、また、二点目といたしましては、移管先法人にとっても、基本方針に示す「保育サービス提供の中心的役割を担う」という方向につながるとともに、法人運営基盤を強化する効果もあったと考えられること、三点目としては、民営化にあたっての手法、これについては、評価をいただいた中に、課題等の指摘がございますが、移管条件も履行されており、概ね、公正・

妥当であったということが検証されたということでございます。

それと、もう一点は、保護者アンケートの結果からも、非常に満足度が高いことなど、これらの点を踏まえまして、民営化事業の継続をさせていただきたいと考えております。

一方、様々な課題等が出ておりますので、もう一つ、まとめさせていただきました「民営化事業に関する留意事項等について」、外部委員の皆様から、今後の方向性をご検討いただきたいと考えております。

委員の皆様には、大変、ご苦勞をお掛けいたしますが、どうか、お力添えをいただきますよう、お願いを申し上げ、報告を終わらせていただきます。

委員長： ありがとうございます。

ただ今、ご報告いただきましたように、庁内検討委員会では、これまでの民営化事業の評価結果を踏まえて、民営化事業は、継続すべきであると判断されたということでございます。

ただし、継続にあたりましては、保育における今日的課題を踏まえて、民営化基本方針を改定すべきであるということを併せて判断されたということでございまして、今回、その改定にあたって、留意事項等の整理を行われたところでございます。

本日の会議の主な議題は、その留意事項等について、外部委員の意見等を踏まえて検討するというのが趣旨でございます。

それでは、会議次第にあります案件2の(1)でございますけれども、留意事項等について議題といたします。この中にある各検討項目について、詳細な資料が提出されていますので、まず、本日提出の資料についての説明を事務局からお願いしたいと思います。

事務局： それでは、ご説明をさせていただきます。

まずは、全体の構成でございますが、全部で24項目の留意事項等がございます。

また、基本的には、民営化事業評価に関する報告書と同様に、民営化基本方針に沿って、留意事項等の整理を行っているとともに、移管先法人と市が締結しています「民営化に伴う協定書」及び「移管先法人の募集要領」につきましても、基本方針との関連性を確認し、整理しております。

さらに、今回の整理にあたりましては、民営化基本方針の目的をはじめ、公立保育所の機能と役割や民営化の考え方などの方向性は、示しておりません。

まずは、民営化の方法としての移管条件や、移管先法人への引継ぎな

ど、民営化を進めるにあたってのプロセスに関する項目の整理を行っております。この留意事項等の整理の結果を踏まえ、民営化基本方針の改定(案)の作成に取りかかりまして、その中で、民営化の目的、公立保育所の機能と役割についても明らかにして、その後、委員の皆さまからご意見・ご提案等をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、会議の時間も限られておりますので、各項目については、それぞれのポイントのみをご説明させていただきたいと考えております。

また、保護者や移管先法人からも意見等がなく、特に、問題がないと思われる事項につきましては、項目の照会のみとさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、「民営化事業における留意事項等について」の1頁をご覧ください。関連資料につきましては、2頁でございます。

はじめに、検討シートの様式について、ご説明いたします。

左上の区分の欄には、民営化基本方針の項目番号を記載しています。

なお、民営化基本方針については、関連資料の3頁から8頁でございます。

次に、項目欄でございますが、留意事項等、検討していただく項目を記載しております。これが、24項目ございます。

次に、関連項目につきましては、先程、ご説明しましたとおり、基本方針との関連性といたしまして、それぞれ、関連する条項や項目を記載しています。

次に、現状欄でございます。これは、民営化事業評価に関する報告書で、明らかにしております、これまで取り組んできました現状を記載しています。

次に、保護者及び移管先法人からの意見欄でございますが、民営化事業評価に関する報告書やアンケート調査結果に基づいて、提案や意見を記載しています。

また、報告書について、意見等が記載されているページについても、明らかにしております。

次に、留意事項及び課題等の欄につきましては、これまでの民営化事業評価結果を踏まえ、留意事項等と思われる内容を記載しています。

次に、項目の継続及び改善の必要性の有無欄につきましては、検討していただく項目に対しまして、民営化事業評価結果を踏まえつつ、民営化事業を進めるにあたり、重要な項目であるか、また、その必要性はあるか、そして、その項目の効果、有効性はあるのかについて、「高い、

やや高い、やや低い、低い」の4段階で表すとともに、判定では、これら一定の評価を踏まえ、項目の内容等を継続するのか、改善するのかを表しております。

同じ欄の「今後の考え方」につきましては、継続及び改善の考え方を示しております。

そして、項目の考え方等を踏まえ、今後の移管条件のあり方、方向性を提案しております。

それでは、具体的に、各項目に沿って、ポイントを絞って、ご説明させていただきます。

まず、「留意事項等について」の資料1頁でございます。

この項目は、土地の無償貸与と建物等の無償譲渡についてでございます。関連資料については、4頁、10頁、14頁、それぞれに記述がございます。

これは、現状にも記載しておりますとおり、移管先法人に対して、一定、保育内容の継続を義務付けすることにより運営経費の増加が見込まれること、また、初期的経費の軽減を図り、保育の充実に努めること、さらに、子どもたちへの保育環境の急激な変化を最小限に止めることが重要であることなどから、重要性、必要性、有効性ともに、高いと判断しております。

したがって、民営化事業を継続するにあたり、移管条件として継続することが望ましいと考えております。

よって、方向性1には、これまで取り組んできました内容をそのまま記載しております。

一方、方向性2におきましては、基本的に、方向性1と同様でございますが、土地につきましては、市民の共有財産でもあることから、移管先法人の運営状況等を勘案して、将来的に、有償貸与及び譲渡を検討できる旨の方向性を提案しております。

また、施設改修等事業補助といたしまして、移管の初年度に、500万円の補助をしておりましたが、既存施設の資産価値、また、公立保育所としての維持・補修等にも努めていることから、廃止を提案しているものであります。

次に、2頁をご覧ください。

この項目は、移管先法人の募集の範囲についてでございます。関連資料については、4頁、12頁、それぞれにその記述がございます。

これまで、社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を営む、市内に法人本部を置く、社会福祉法人に限定しておりました。

これにより、選考の幅が狭くなる、保育所の運営経験のある法人に限った方が良いのではないかなどのご意見がある一方で、市内に限定したことは良かったというご意見もございます。

また、先程の土地の無償貸与、建物等の無償譲渡を行うためには、公共的団体に限られておりまして、一定の制約がございます。

そこで、対象を社会福祉法人とすることについては、重要性、必要性有効性ともに「高い」と考えておりますが、有効性につきましては、適切かつ公正な移管先法人の選定を行いました。1法人のみの応募であったということもございます。

したがって、民営化事業を継続するにあたり、移管条件として改善することが望ましいと考えております。

よって、方向性1には、保育園を運営する府内の社会福祉法人を募集の対象とすることを提案しております。

理由については、そこに示しているとおりでございます。

次に、3頁でございます。

この項目は、移管先法人の選考方法についてでございます。関連資料につきましては、15頁にその記述が、また、22頁から31頁までは、選考委員会における資料でございます。

これまで、移管先法人選考委員会を設置いたしまして、関連資料の31頁にあります「評価表」を用いて、選考しております。

また、検討シートにも示しているとおり、選考方法についての改善といたしまして、保護者及び移管先法人からもご意見等があります。また、現状にもございますように、選考委員会からもご意見をいただいております。

移管先法人の選考については、保育目標、保育内容、サービスの向上、また、資金計画及び経理状況などを総合的に評価し、適切かつ公正な選定が必要であり、重要性、必要性とも、「高い」と考えておりますが、有効性につきましては、保護者等からの意見を踏まえ、「やや低い」と考えております。

なお、この「やや低い」の判断につきましては、これまで、一定、課題等はありませんでしたが、選考にあたっては、適切かつ公正であったと考えておりますが、今後もこの手法を継続していくことより、より一層、適正かつ公正な選考の方法が検討できるという意味でございます。

したがって、民営化事業を継続するにあたり、移管条件として改善することが望ましいと考えております。

よって、方向性1には、一定、書類による選考も必要であること、ま

た、先程の「募集の範囲」でご説明いたしましたとおり、保育所を運営する社会福祉法人が対象となりますので、法人選考に最低点を設定したいと提案しております。

理由については、そこに示しているとおりでございます。

一方、方向性2につきましては、方向性1を全て包括した上で、保育サービスの充実について、市から法人に対する説明会の充実、それと移管先法人からの提案、いわゆるプレゼンテーションの導入を検討する旨の方向性を提案しています。

理由につきましては、そこに示しているとおりでございます。

ただし、ここでは、一定、方向性をご検討いただきますが、最終的な決定につきましては、選考委員会に諮り、決定することになると考えております。

次に、4頁でございます。

この項目は、保育士の配置についてでございます。関連資料については、5頁、10頁、13頁、それぞれに、その記述がございます。

これまで、現状に記載のあるとおり、公立保育所で実施してきました配置基準を適用するとともに、その配置に対する補助を実施いたしております。

これは、保育内容の継続性への配慮からの措置であり、保育環境の急激な変化を最小限に止めることに努めるためのものでもございまして、重要性、必要性、有効性ともに、「高い」と考えております。

したがいまして、民営化事業を継続するにあたり、移管条件として継続することが望ましいと考えております。

よって、方向性1には、これまで取り組んできました内容をそのまま記載しております。

次に、5頁でございます。

この項目は、保育士の年齢構成についてでございます。関連資料については、5頁、10頁、13頁、それぞれに記述がございます。

これまでは、保育士(常勤)の2分の1以上が経験年数4年以上を有する者として配置することを条件としています。

保育士の年齢構成については、民営化に伴い、これまでの保育士が全員変わるなど、子どもたちへの保育環境の急激な変化を最小限に止めること、また、子どもの安全や保護者の安心につながる保育環境を整えるという観点から、重要であると考えておりましたが、事業評価を通じまして、保護者は、若い保育士、ベテラン保育士、双方の保育士を好まれる傾向にあることが考察できましたので、重要性、必要性とも、「やや

高い」と考えております。

一方、有効性につきましては、保護者等からの意見等を踏まえ、「やや低い」と考えております。

したがいまして、民営化事業を継続するにあたり、移管条件として改善することが望ましいと考えておりますが、方向性1には、これまで取り組んできました内容をそのまま記載しております。

一方、方向性2につきましては、その改善案といたしまして、「経験年数3年以上の保育士を2分の1以上、かつ、経験年数4年以上の保育士を3分の1以上配置する」という方向性を提案しています。

理由につきましては、そこに示しているとおりでございます。

次に、6頁でございます。

この項目は、保育時間についてでございます。関連資料については、5頁、9頁、13頁、それぞれに、その記述がございます。

これまでは、保育時間について、原則、午前7時から午後7時まで(延長保育を含む)としています。

保育時間については、茨木市内、全ての保育所(園)において、11時間保育を実施しており、また、最低基準において、原則、8時間とし、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮することと定められており、重要性、必要性、有効性とも「高い」と考えております。

したがいまして、民営化事業を継続するにあたり、移管条件として継続することが望ましいと考えております。

よって、方向性1には、これまで取り組んできました内容をそのまま記載しております。

次に、7頁でございます。

この項目は、保護者の費用負担についてでございます。関連資料については、5頁、9頁、13頁、それぞれに、その記述がございます。

これまでは、費用負担について、本市が予め認めた費用以外、保護者負担の軽減を図ることとしております。

保護者の費用負担については、民営化に伴って、急激に保護者負担が増加しないように配慮した措置であります。三者協議会での協議の結果、了承された場合は、保育の実施に必要な経費の徴収を妨げるものではないことから、重要性、必要性、有効性とも「やや高い」と考えております。

したがいまして、民営化事業を継続するにあたり、移管条件として継続することが望ましいと考えております。

よって、方向性1には、これまで取り組んできました内容をそのまま



記載しております。

ただし、費用負担について、理解が得られないなどの意見もあることから、市の説明責任を果たす上でも、理由にも示しているように、子どもたちの最善の利益を考慮し、移管先法人から保護者へ十分に説明・周知していただき、変更をしていく努力が必要であることを明らかにしたいと考えております。

次に、8頁でございます。

この項目は、保育所（園）の開所日（休所（園）日）についてでございます。関連資料については、5頁、9頁、13頁、それぞれに、その記述がございます。

これまでは、保育所（園）の開所日（休所（園）日）について、原則として国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除き、月曜日から土曜日までとしています。

保育所（園）の開所日（休所（園）日）については、現状に示しているとおり、保育需要があるのに、理由なく休園することは認められないと考えられることから、重要性、必要性、有効性とも「高い」と考えております。

したがって、民営化事業を継続するにあたり、移管条件として継続することが望ましいと考えております。

よって、方向性1には、これまで取り組んできました内容をそのまま記載しております。

次に、9頁でございます。

この項目は、給食のアレルギー対応についてでございます。関連資料については、5頁、9頁、13頁、それぞれ記述がございます。

この項目については、保護者や移管先法人からの意見等もなく、また、最低基準及び保育所保育指針に、その対応が規定されていることから、重要性、必要性、有効性とも「高い」と考えており、民営化事業を継続するにあっても、移管条件として継続することが望ましいと考えております。

よって、方向性1には、これまで取り組んできました内容をそのまま記載しております。

次に、10頁でございます。

この項目は、各種健康診断についてでございます。関連資料については、5頁、9頁、13頁、それぞれに、その記述がございます。

これまでは、年3回以上の内科検診、年2回以上のギョウ虫検査並び

に年1回以上の歯科検診、眼科検診、耳鼻科検診及び尿検査を実施することを条件としています。

各種健康診断については、最低基準にその根拠がありまして、学校保健安全法の規定に準じて行わなければならないことから、重要性は「高い」と考えておりますが、必要性、有効性については「やや高い」と考えております。

この理由につきましては、公立保育所における内科検診の3回以上とギョウ虫検査の年2回以上の実施について、臨時の健康診断を含め、最低基準に基づき、実施しているものであり、協定書において、実施回数の明記が必要かどうかという視点、また、学校保健安全法では、子どもの状況等、必要に応じて臨時の健康診断を行うこと規定されており、それに準じて適切に対応することで、保育環境の急激な変化にはつながらないとも考えられるためでございます。

したがいまして、民営化事業を継続するにあたり、移管条件として改善することが望ましいと考えておりますが、方向性1には、これまで取り組んできました内容をそのまま記載しております。

一方、方向性2につきましては、その改善案といたしまして、児童福祉施設最低基準第12条に基づくとともに、当該保育園の子どもの状況を踏まえ、適切に実施する旨の方向性を提案いたしております。

理由につきましては、そこに示しているとおりでございます。

次に、11頁でございます。

この項目につきましては、障害児保育についてでございます。関連資料については、5頁、9頁、13頁、それぞれに、その記述がございます。

この項目については、保護者や移管先法人からの意見等もなく、これまでから、私立保育園との連携により実施しているものであり、保育所保育指針にも規定があることから、重要性、必要性、有効性とも「高い」と考えており、民営化事業を継続するにあっても、移管条件として継続することが望ましいと考えております。

よって、方向性1には、これまで取り組んできました内容をそのまま記載しております。

次に、12頁でございます。

この項目につきましては、苦情処理についてでございます。

また、法的にも必要な措置を講じることとされておりますので、重要性、必要性、有効性とも「高い」と考えており、民営化事業を継続するにあっても、移管条件として継続することが望ましいと考えております。

よって、方向性1には、これまで取り組んできました内容をそのまま記載しております。

次に、13・14頁でございます。

この項目は、合同保育・引継保育についてでございます。

どちらも関連する項目ですので、併せて、ご説明させていただきます。

また、合同保育につきましては、移管先法人からの意見にもございませうように、この時期の保育士の配置が難しいことなどから、有効性を「やや高い」としております。

そのほかについては、保育内容等の円滑な引継には欠かすことのできない項目であると考えていますので、「高い」としております。

また、保護者及び移管先法人からは、引継期間の充実を希望する意見等がございます。

したがいまして、民営化事業を継続するにあたり、移管条件として改善することが望ましいと考えております。

その具体的な改善の内容について、関連資料の32頁から34頁をご覧ください。

32頁につきましては、これまで取り組んできた内容になっておりますので、割愛させていただきます。

まず、関連資料33頁の方向性1では、これまで合同保育を実施していた期間の中(1月から3月の間)から、最低1か月、最大3か月を選択できる仕組みに改めるとともに、移管先法人から6人の保育士を公立保育所に派遣していましたが、所長(主任)1名、乳児・幼児クラスの保育士各1名、合計3名を派遣していただくというものでございます。

また、看護師・用務員(調理員)の引継が、5回でしたが、看護師については、1か月に改め、用務員(調理員)につきましては、変更せず5回ということでございます。

さらに、引継保育の期間を、巡回保育の3か月間の廃止と併せて、これまでの9か月から1年間に拡大するものでございます。

なお、引継期間につきましては、三者協議会において、合意を得たときは、期間の短縮を妨げないこととしております。

これは、これまでと、同様でございます。

次に、関連資料34頁の方向性2でございます。これは合同保育を3月の1か月間に限定したものでございます。

看護師、用務員(調理員)、引継保育等については、方向性1と同様でございますので、割愛をさせていただきます。

次に、15頁でございます。

この項目につきましては、三者協議会についてでございます。

三者協議会は、保護者、移管先法人、市の三者が連携を図る上で、非常に重要であると考えており、重要性、必要性とも「高い」と考えられますが、有効性については、私立保育園の柔軟性及び即応性が活かされていないという問題も指摘されていることから、「やや高い」と考えています。

したがって、民営化事業を継続するにあたり、移管条件として継続することが望ましいと考えておりますが、三者協議会における目的・役割・協議事項を明らかにする必要があると考えております。

よって、方向性1には、三者協議会における目的・役割をはじめ、移管先法人の管理・運営面や、保育環境に著しく影響を及ぼさない項目については、協議事項とはせず、移管先法人の責任と判断により、実施できるということ、さらに、公立保育所の保育内容の継続についても、変更してはならないというものではないということ、より一層、明らかにしたいというものでございます。

一方、子どもたちの保育環境に影響が出た場合においては、その改善について、三者協議会において協議することとしております。

次に、16頁でございます。

この項目は、民営化の年次計画についてでございます。

これは、冒頭に、ご説明させていただきましたが、この留意事項等の整理の結果を踏まえ、民営化基本方針の改定(案)の作成に取りかかり、その中で、民営化の目的、公立保育所の機能と役割についても明らかにして、その後、委員の皆さまからご意見・ご提案等をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、17頁でございます。

ここからは、基本方針の項目ではなく、協定書及び募集要領にある項目の内容になります。

この項目につきましては、損害賠償保険の加入及び災害共済給付制度への加入についてでございます。

この項目につきましても、保護者や移管先法人からの意見等もなく、留意事項等についても特になく考えられることから、民営化事業を継続するにあたり、移管条件として継続することが望ましいと考えております。

次に、18頁でございます。

この項目は、宗教食への配慮についてでございます。

この項目につきましても、特に意見もなく、アレルギー対応と同様、

民営化事業を継続するにあたり、移管条件として継続することが望ましいと考えております。

次に、19頁でございます。

この項目は、施設長の経験年数についてでございます。

これまでは、保育所において3年以上施設長又は幹部職員としての経験を有する者を配置することとしています。

この項目につきましても、特に意見もなく、また、保育所保育指針の中で、施設長としての役割が規定されており、非常に重要な役割を有していると考えられることから、重要性、必要性、有効性とも「高い」と考えており、民営化事業を継続するにあたり、移管条件として継続することが望ましいと考えております。

次に、20頁でございます。

この項目は、専任看護師の配置についてでございます。

これまでは、専任の看護師を常勤で配置することとしています。

この項目につきましても、特に意見もなく、また、現状にもありますように、法令上、乳児9人以上を入所させる保育所については、保健師又は看護師1人を置き、乳児6人以上を入所させる保育所については、保健師又は看護師1人を置くよう努めることとされていること、さらに、本市独自の制度として、看護師配置対策費補助を実施していることから、重要性、必要性、有効性とも「高い」と考えており、民営化事業を継続するにあたり、移管条件として継続することが望ましいと考えております。

ただし、常勤の看護師は、何時から何時までの勤務であるかなど、共通の理解が必要であることから、公立保育所における配置を参考にすることとしております。

次に、21頁でございます。

この項目は、栄養士の配置についてでございます。

これまでは、栄養士を配置することとしています。

この項目につきましても、特に意見もなく、また、現状にもございますように、保育所保育指針に、栄養士の役割、必要性が明記されているものの、その配置が義務付けされている訳ではないことから、重要性については「高い」、必要性、有効性については「やや高い」と考えています。

したがって、民営化事業を継続するにあたり、栄養士の役割、必要性を考慮しまして、移管条件として継続することが望ましいと考えております。

次に、22 頁でございます。

この項目は、臨職・パートの就労への配慮についてでございます。

これまでは、当該公立保育所に勤務しておりました臨時職員及びパート職員が引き続き就労を希望する場合は、その採用について配慮することとしています。

この項目についても、特に、意見等もなく、また、当該民営化する保育所に勤務している臨職・パートの就労への配慮ということでございまして、移管先法人と市との間で締結しております協定書に、これ以上、規定することはできないと考えており、移管条件として継続することが望ましいと考えております。

最後に、23・24 頁でございます。

この項目は、保育所定員構成及び受入年齢についてと、保護者への意向調査についてでございます。

保育所定員構成及び受入年齢については、特に意見等もなく、これまでの取り組みを継承するというところで、民営化事業を継続するにあたり、移管条件として継続することが望ましいと考えております。

また、保護者への意向調査についても、特に意見等もなく、また、児童福祉施設最低基準第 36 条においても、「保育内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない」とされており、民営化事業を継続するにあたりまして、移管条件として継続することが望ましいと考えております。

説明につきましては、以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

委員長： ありがとうございます。

ただ今、留意事項等について、大変膨大な資料についての説明があった訳でございます。

初めて、説明を聞かせていただく訳でございますので、すぐに結論を出すということは難しいかと思えます。

それと、もう一点、庁内検討委員会の方では、民営化事業を継続するという判断をされている訳ですが、外部検討委員会の委員の皆さまは、今回、初めて、その判断を聞かせていただきました。

また、今日、示されている留意事項等の資料についても、平成 18 年の民営化基本方針を改定するというに沿って、関連資料の 3 頁以降にあります基本方針の項目の 6・7 について、これまでの評価結果において、保護者や移管先法人から指摘されているような事項についての改善案を含む、検討内容を示していただいたということになっております

ので、仮に、民営化を継続するとしても、基本方針の改訂版の全貌が示されたという訳ではありません。

民営化基本方針の中の6・7の項目、7の項目については、具体的な内容が明らかになっている訳ではありませんが、主に、民営化を継続するとした場合の方法論について、これまで、指摘されているような評価結果の中での、問題点についての改善策を含む検討内容というのが、ただ今の説明の趣旨でございます。

本日の進め方ですけれども、外部委員は、民営化を継続するか、否かについて、自由に、忌憚なきご意見を述べていただくことができると思います。この外部検討委員会としては、必ずしも、民営化の継続ありきの議論でなくても結構かと思えます。それを前提とした上で、改定されるであろう基本方針の6・7の項目の一部について、今日のところは、技術的といいますか、方法論的な観点から、変更すべき点があれば、こういう方向で検討してはどうかという案が示されています。

そのような資料の位置づけであり、本日の会議の位置づけということを確認させていただきたいと思えます。ですから、本日、または次の委員会の場においても、民営化の継続そのものについての是非の議論をする余地が十分にあるという上で、今日の会議の時間も限定されていますので、まず、庁内検討委員会の方からご要望がございます留意事項等について、各委員の皆さまから、ご意見・ご要望なりを伺っていきたいというふうに思います。

あくまでも、民営化の継続については、議論の余地ありという前提でよろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： 何回も委員会を開くことはできないので、物理的な内容についても、一つずつ目を通して、ご意見・ご要望なりをいただきたいと思えます。

そういう前置きをした上で、民営化基本方針に関する留意事項等の検討シートについて、説明をいただいた点を踏まえて、項目ごとに確認していきます。

そのような進め方でよろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： それでは、留意事項等検討シートの1頁です。

まず、基本方針の「6 - 1 - 1」ですが、民営化を継続するとした場合に、移管先法人に対する土地の無償貸与、建物を無償譲渡するという方針で、これまでやってきた訳ですけれども、その点について、評価結果の中で、移管先法人から要望がありました。

今回の庁内検討委員会としての結論は、「継続」ということですが、方向性2のところ、一部、有償貸与、有償譲渡についても、検討の余地を残しつつ、かつ、施設改修の補助については、廃止をしてはどうかという方向性が示されております。

この点については、いかがでしょうか。

今日は、C委員がお休みでございますので、結論を出すということは難しいと思いますけれども、各委員、それぞれのお立場から、何かご意見等があれば、お願いいたします。

A委員： 土地の無償貸与について、将来的には有償貸与・譲渡ということですよ。検討される方向性としては、ここに示されているように、市民の共有財産、市の財産でありますので、特定の社会福祉法人に無償ということについては、色々な考えが入ってくると思いますので、この点については、方向性2の方でよろしいかと思うのですが、社会福祉法人の立場に立つと、施設改修等事業補助については、確かに、公立保育所として維持・管理をされていると思いますけれども、やはり、移管されるということで、補修とか改修とかが出てくると思いますので、ここを一気に廃止するというのは、少し、検討の余地があるかなと思います。

B委員： 先程、委員長の方からもありましたが、今後のことについては、大事なところだと思いますので、慎重に考えていきたいと思います。

今日は、留意事項ということで、この前の評価のまとめのときに、8か所を民営化した。まだ、10か所は、公立保育所として存続している。その8か所には、協定期間があって、その後、どのようにつないでいくかというときに、今後の展望が弱いかなというふうに思っていたのですが、指導・監査を通じて、移管先法人の運営状況を把握すると示されたことは、気持ち的に救われるというか、評価できると思います。

土地・建物の無償貸与・譲渡をするにしても、やはり、市民の財産ですから、民営化されたところがしっかりと、会計を通じて、コスト削減だけではなく、子どもたちの保育の質を保つという意味も含めて、経理をしていただきたいと思います。

また、指導・監査のあり方についても、大事ではないかと思うので、私も、方向性2の考え方で、さらに、中身について、A委員の意見も含めて、もう少し、検討していただければいいかと思います。

委員長： 今後、検討するというのは、継続する民営化の際の条件として、具体的にはどういう内容になるのでしょうか。

一旦は、無償で貸与するけれども、何年か経つと変更するという条件になるのか、それとも、第2期の民営化において検討して、第3期にお



いては、有償化もあり得るということでしょうか。

河井部長： これにつきましては、第3期という発想ではございません。

第2期として、一定、いままでどおりの無償譲渡・無償貸与として、スタートしておいて、その後については、行政改革の視点等々から有償譲渡・貸与の可能性を盛り込むという趣旨でございます。

委員長： 今後の方向性としては、有償もあるということで、あらゆることについて、検討の余地が開かれているということです。

C委員もご意見をお持ちだと思いますので、結論ではないですけども、概ね、方向性2ということで、異論はないということでしょうか。

各委員： はい。

委員長： それでは、次の2頁、移管先法人の選定範囲を拡大するという方向性が示されております。

これまでは、市内に法人本部がある社会福祉法人として限定しておりましたが、これを府内の社会福祉法人で、かつ、保育園を運営する実績があるものに拡大するというものです。

これは、民営化事業評価の作業の中でも、選考委員の保護者から、手を挙げる法人が1法人では、そこしか選べないという強いご意見があつて、評価の中でも、その点が留意事項として記載されたと記憶しております。

その点は、市内の民間保育園団体からのご意見も影響してくるのではと考えます。まさに、C委員のご意見を伺わないといけないところだと思いますけれども、出席の委員の皆さまから見て、いかがでしょうか。

B委員： やはり、8か所を民営化されて、色々あったとは思いますが、お互いに切磋琢磨していくというのは、大事なことだと思いますので、そういう意味で、幅広く、保育園を運営する府内の社会福祉法人に拡大することは、より子どもたちの保育の質を確保することにもなりますので、方向性1がいいと考えます。

委員長： その際に、範囲の広げ方ですけども、府内に本部のある、保育園を運営している社会福祉法人ということで、表現は難しいですが、他府県にも保育所を運営している社会福祉法人はあると思いますので、仮に、範囲を広げるとしたならば、この程度の広げ方で良いのかという点もあると思います。

A委員： 私は、もう少し、範囲を広げるという考えでありますけれども、大阪府内の社会福祉法人というところは、全くこれで、よろしいと思うのですが、私は、必ずしも、保育園を運営しているという点に限定する必要はないというふうに考えております。

少なくとも、それは、社会福祉法の第1種社会福祉事業の中で、児童福祉事業を営んでいる法人であれば、これぐらいの保育園をやっていく力は、十分にあると考えますし、合わせて、保育所の園長に関しましては、施設長の経験年数という規定を設けてありますので、それと、確かに、保育というところでは、未知数というところはありませんけれども、この項目の理由に挙げている に関しては、第1種社会福祉事業の児童福祉事業をしているところであれば、問題のないところであると思いますので、その辺で、私は、社会福祉法に基づく、第1種社会福祉事業で児童福祉事業を営んでいる府内の社会福祉法人だったら可と、そこまで広げててもよろしいのではないかと思います。

B委員： 私自身は、やはり、子どもたち、就学前保育というのは、子どもにとって、本当に、きめ細かく、子どもの意欲、それから生きる力、子どもの保育の中身を考えたときに、保育園の経営の経験がある法人に限定した方が、保護者も安心されると思うのです。

社会福祉法人で幅広くなってしまうと、すばらしい法人もいらっしゃると思うのですが、公立保育所から民間保育所にとという不安感、信頼度、安定性など、色々考えたときに、子ども、保護者、職員なども考えると、経験というのは大きいと思いますので、保育園を運営する府内の社会福祉法人に限定することが大事ではないかと思います。

委員長： 規制緩和の流れから、色々な事業主体が保育園運営に参画されていますので、留意事項等の中に、こういう主体の拡大が挙げられていて、意見が割れているところですけども、何らかの形で、募集の範囲を拡大するという方向は、各委員の皆さまも共通しているということと言えます。

また、府内の社会福祉法人ということについても、それ以外に広げても、無償譲渡や無償貸与のこともありますので、この方向性で良いと言えるのではないかと思います。あとは、事業の経験をどの程度まで、配慮するかということですが、検討シートでは、保育園運営の経験がありということでございます。

もう少し、議論をしていくということでもよろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： それでは、3頁、移管先法人の選考方法について、これも判定は、改善ということになっております。

改善の方法としては、2つ示されておりまして、一点目は、選考委員が点数を付けて選考をする訳ですけども、それに、最低点を付してはどうかというのが、方向性1です。それに加えて、法人からのプレゼン

テーションを導入するというのが方向性2です。2つの方向性、改善策が示されていますけれども、何らかの改善が必要だというのは、既に、評価の中で、保護者や移管先法人からも指摘があって、ご承知のとおりです。

検討シートに示されている以外の改善方策があれば、ご提案いただいても差し支えございません。

最低点を設けて選考するということについては、端的に言うと、選考委員の保護者の方が極端な点数を付けられたということが背景になっています。応募した法人も、保育園を経営しておられて、ましてや認可を受けて運営しておられる訳で、そんなにレベルが変わる訳でもないです。また、点数についても公表されますので、そういう結果が表に出るといことは、選考委員会での選考に問題があるのではという意見につながりますので、何らかの形で改善は必要だと思いますが。

B委員： 方向性1・2にも、最低点の設定があり、民営化に伴う保育サービスの充実について、市からの説明会の充実をはじめ、法人によるプレゼンテーションの導入を検討するというのは、今までになかった新しい取組で、法人の保育サービスの提供ですね。

公立は公立の良さ、民間は民間の良さがあると思うので、法人のやる気も、そのプレゼンテーションで見えてくると思いますので、最低点の設定ももちろん必要ですし、そこに、プレゼンが加味されれば、より保護者の方も安心されて、円滑な移行にもつながっていくと思いますので、この辺のところは、是非、大切に守っていただければと思います。

委員長： このプレゼンテーションは、選考委員会に手を挙げていただいた法人に来ていただいて、お話を伺いましたが、あれとは違って、募集の段階で、プレゼンテーションを行うということでしょうか。

事務局： 以前は、選考委員会からの質問という形で、応募法人に来ていただいていましたが、応募していただいた法人の方から保育サービスの充実について、このようなことができますなど、積極的な姿勢を示していただく場だというふうに考えております。

委員長： 質問に対してではなくて、初めから積極的にPRする場があるということですね。

副市長： 選考委員会、どちらかという公立保育所の保育を遵守するという前提条件でやっていましたので、公立はこういうことをやっていると、これと同じようなことはできますかというような形での意見聴取が中心だったのです。だから、応募してきた法人が独自の、いわゆる創意工夫をして、新たに民間の良さを加えてもらう方が良いのではないかと

う形で、このプレゼンをとったのですけれども、事業の確認は、前回も実施しているのですが、それはあくまでも、公立はこうやっています、これをすることができますかと、やってくれますかという形での意見聴取をやってもらっていたと認識しています。

A委員： 今度は、特に、茨木市内以外の法人が入って来られると思いますので、そういう意味では、こういうプレゼンもいいと思うのですが、提案だけされても、聞きたいこともありますので、方向性はこれでいいかと思います。

委員長： 極端に高い点数、低い点数がある訳ですけれども最低点を設定する、また、一番高い点数と低い点数を除くなど、色々なやり方はあろうかと思いますがけれども、何らかの形で、生の点数ではなくて、点数そのものを評価して、どの範囲が意味のある得点とするのかという限定は必要かと思います。点数の高い方を選ぶだけでなく、賛成者の多い方、人数で決めるとか、あるいは、それを併用するとか、そういうやり方はありますけれど、今までのように、ただ単に、100点満点で付けた点数を合算して、平均で順位を付けるということは、止めた方がいいということではないでしょうか。

各委員： はい、そうですね。

委員長： 基本的には、方向性2の形で、あまり極端に走らないような形でのプレゼンテーション、独自性のある保育をご提案いただくことが望ましいというご意見でございます。

次に、4頁、保育内容の継続、保育士の配置基準です。

茨木市の場合には、上乘せがある訳でございますが、移管先法人からは、少しきついというご意見もありましたが、検討シートでは、配置基準について、保育水準の維持のために、今後も継続するとの内容になっています。

B委員： この1歳児クラスの国基準との違いのことです。

子どもがよちよち歩きから本格的に活動する時期で、言葉を獲得するなど、大事な時期なので、もちろん、0から5歳まで、命を守る、安全という部分ではあるのですが、1歳児というのは、目を離すことができないのです。だから、保育士と子どもの数というのは、1歳児はとても大事です。これを茨木市は、市の配置基準を適用するということをはっきりと明記していただいたということは、保育事業者にとっても、保護者、子どもにとっても良いことだと思うので、是非、それはお願いしたいと思います。

委員長： 方向性1ということによろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： 次に、5頁、保育士の年齢構成についての条件が示されておりまして、4年以上の経験を有する保育士の方を2分の1以上、配置していただくという条件になっています。

この点については、移管先法人の方から大変、厳しいというご意見があります。また、検討シートでも改善という方向性になっておりまして、方向性2の方ですが、条件を緩和するということですが、これは、移管先法人の意向に配慮した部分であります。

確かに、年齢のバランスをとるということは、難しいことだと思います。

B委員： 経験年数が4年、3年、どこに差があるのかというあたりは、保育士が子どもと、どう向き合うとか、保育力という力量も含めてあるので、経験年齢というのは、とっても大事な部分であると考えます。

公立保育所は、豊かな経験者が居るということは、安心と信頼を保護者の方が持たれると思います。民間になれば、どうしても若い人たちが多くなる。

そのときに、この条件、移管先法人の意向というのが分からないことではないのですが、公立は、皆さん、長年、働いていますけれど、民間は、どんどん先生が変わっていく、そこに、保育士の育成の難しさがあるので、質の向上に向けての研修の機会とか、民間の方も、公立の方も、一緒に研修を受けるとか、そのあたりを含めて、方向性2でも、やぶさかではないと考えます。

年齢だけで区切るのではなくて、受け入れる側は、その人の人間性とか、やる気とか、総合的に判断されると思うのです。

ここで問われているのは、経験者と若い人とのバランスだと思うのです。そのときに、やはり、質の向上として、研修もあればいいと思うので、お願いですが、何かそういうのもいいかなと思います。

委員長： 一つの案としては、方向性の2ということによろしいですか。

B委員： はい。そこは、方向性2で良いと思います。(他の委員も了承)

委員長： それでは、6頁でございます。

保育時間でございますけれども、これについては、保護者からも、移管先法人からも、特に、ご意見等はございませんでしたので、方向性としては、そのまま継続という検討シートになっております。

特に、ご意見等は、ございませんか。

各委員： 異議なし。

委員長： 次に、7頁の費用負担の件でございます。

重要性、必要性、有効性は、やや高いということで、検討シートの結論としては、継続となってございます。

もし、仮に、何らかの費用負担が生じる場合は、三者協議会で協議をするという条件が付いておりますけれども、保護者の方がご納得いただける範囲であれば、これまでも追加の費用を徴収できるものでした。

その点についても継続ということですが、いかがでしょうか。

A委員： 移管先法人からの意見として、「遠足のバス代を保護者から徴収しないのはおかしい」と書いてありますが、公立はそのような考えですか。

遠足でバスを使って、小学校なんかでは、ちゃんと徴収しますよね、保育費用に入っているのですか。

事務局： 公立では、徴収をしておりません。

委員長： しかし、三者協議会で協議をし、問題がなければ、追加徴収はできるということですね。

副市長： 公立と同じレベルでの費用負担ということが大前提ですので、公立の場合は、公費負担で、全体の行事として実施している一つでございますので、料金は公費負担しています。そのようなことがありますので、移管条件の中にも規定していると、ただし、三者協議会で承諾が得られればということはあるのですが、徴収せずに、料金の中でやるというのを基本としています。

委員長： これは、ちょっと厳しいような気がしますね。

A委員： そうですね。

委員長： アンケート調査の意見ですので、保護者からの意見も聴きたいところですが、一応、三者協議会に諮れば、保護者から費用を徴収できるという点は変わらない訳ですが、そこのところをもう少し、民間の特色を取り込んだ保育がなされるのであれば、そのサービスに対応する費用負担もあり得るような条件とすることも、方法は色々あるでしょうから、検討事項として残しておきましょう。

それでは、8頁、開所日（休園日）です。

この点につきましては、保護者、移管先法人からのご異論はないということで、検討シートにおいても現状のまま継続ということになっておりますが、委員の皆さまから、ほかの提案等は、ございますでしょうか。

各委員： なし。（継続で異議なし。）

委員長： それでは、9頁のアレルギー対応についてでございますけれども、これについても、対応を甘くすることはできない訳ですので、現状を継続するというところでよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： 次に、10頁の健康診断です。

これは、評価作業の中で、最低基準としての議論があって、報告書の一部を修正した項目でございます。また、検討シートの判定も改善となっています。方向性1は、現状どおりですが、方向性2の中で、最低基準上の規定が守られれば、あとは任意ということが示されています。

この辺は、色々ご意見があろうかと思えます。

報告書の中では、補足的表現にとどめ、3回ということをも明記しなかったものですし、移管先法人からは、最低基準を遵守するという規定でよいのではという意見もあります。

A委員： どうですか、B委員としては、3回と2回の違いとしては。

B委員： 1回でも多い方がと思いますけれど、それは、看護師もいるということで、普段から子どもへの対応もされているので、方向性2で良いのではと思います。

A委員： 私も、方向性2で良いと考えます。

委員長： それでは、各委員の皆さまも異論はないと思いますので、次に、進ませていただきます。

障害児保育ですけれども、これも、これまで、保護者、移管先法人から、格別のご意見等は述べられておりません。

したがって、検討シート上の判定も継続となっており、今後とも、従来の方針を継続と示されておりますが、委員の皆さま、ご意見等はございますでしょうか。

A委員： 今後とも、力を入れて実施していただければ良いと思います。

B委員： はい。

委員長： それから、12頁の苦情処理については、いかがでしょうか。

これも、保護者、移管先法人から、特に、これまで、ご意見等はございませんが、検討シート上も、継続となっております。

これは、公立から民間に変わっても、このとおりやっていただければ良いのかと思えますが。

B委員： この苦情処理につきましては、保育所保育指針にも規定がありますし、とても大事なことでもあるのですが、第三者評価というところで、例えば、8か所が民営化された、何年か経過したときに、客観的に、より違う観点から、その保育園の運営が健全なのかとか、保育内容が維持されているのかとか、子どもが元気に、健康に、登所(園)しているのかとか、色んな角度から、違った外部からの第三者評価というところは、とっても大事なところだと思います。だから、もし、そういう方向性が出していただければ、是非、実施の方向で考えていただければ、

うれしいと思います。

委員長： それは、法人の監査ということではなくてということですね。

B委員： 保育所の考え方とかいうことで、専門家が入って、保育内容・運営、全ての分野にわたってのチェック、第三者が入って評価をするということをお願いしたいと思います。

A委員： 入所型の児童福祉施設は、第三者評価が、今度、義務化されますよね。例えば、児童養護施設なんかは、第三者評価が義務化されると思うのです。保育所は、任意かな。

B委員： 例えば、民営化をするときに、条件を付して、義務付けるとか、現場に居る者にとってもプラスになりますし、子どもたちの安全な保育にもつながると思いますので、保護者も、それを見て安心されると思うのです。

A委員： 是非、第三者評価を受けるように、努力していただきたいと、そこだけ、ちょっと。

委員長： 条件として、受けなければならぬとなると、なかなか、ちょっと重くなるので、望ましいという趣旨の何らかの表見を加えるということですね。

苦情処理につきましては、方向性2ということで、第三者評価につきましては、移管後、できるだけ受けいただくことが望ましいということが、今日の結論ということによろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： それから、13・14頁でございます。合同保育・引継保育については、保護者、移管先法人、それぞれからご意見がございまして、方向性としては、改善案が示されています。

関連資料の33・34頁、例の2・3が改善の方向性1と2として、具体的にお示しをいただいておりますが、これについては、ご意見があるかと思いますが、基本的には、合同保育について、選択制にするということですかね。そして、引継保育を充実させるという、ご意見に応じた案となっています。

合同保育については、少し、困難であったということですかね。

事務局： この1月から3月という時期に、保育園としては、仕上げの時期でもございますので、保育士の確保・派遣ということが難しいというご意見がございました。

B委員： 前に比べて、よりきめ細かく案を提示していただいたということですよ。現場の意向と子ども・保護者の意向も含めて、それを反映していただいたということですよ。



事務局： はい。

委員長： 今すぐに、方向性1・2のいずれがよいかというのは、判断が付きにくい、難しいかも知れませんね。

しかし、合同保育や引継保育については、様々なご指摘がございましたので、何らかの改善が必要という点においては、一致していると思います。

どういう改善策が良いのかということについては、すぐには判断が付きかねるかも知れませんので、お持ち帰りいただいて、これ以外にも何らかの良い案があればご提案をいただくということにして、文書やメールで、事務局の方に出していただければということにいたしましょうか。

A委員： 特に、提案等はないのですが、今後、改善案1・2と定義して、法人与保護者が話し合っ決めてられるというような形でもよろしい訳ですよ。

委員長： そうですね。少なくとも、移管条件として、こういうふうにして下さいというのを決めておかなければいけませんので、どの程度まで細かく、要件とするか、それとも、大まかな方向性を示すかということですね。

合同保育と引継保育については、もう少し、考えていただき、何かあれば、事務局まで、ご提案いただくということでもよろしいですか。

各委員： 異議なし。

委員長： 15頁の三者協議会については、いかがでしょうか。

基本的に、三者協議会については、設置していただくのですが、その協議会の中で、議論して決めていただく内容を、もう少し詳しく規定するという方向性になっております。

よろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： 16頁の「民営化の年次計画」でございますが、これは、具体的に示されておりません。もう少し、全貌が明らかになってからということになりますけれども、その前に、継続した場合の内容そのものについての具体案を検討していくうちに出てくると思いますので、今のところは拝聴できる状況ではないということで、よろしいでしょうか。

副市長： 本来ですと、民営化の年次計画、いわゆる今後、民営化を継続するのかどうかの論議を先にしてもらうことが筋であると思います。

それで、民営化を継続するのであれば、今の10か所をどういう形の変更で、残す保育所、民営化する保育所の基準を設けるか、それが一番、根幹になると思うのですが、市民の関心事でもありますし、市といたし

ましては、慎重に、外部委員の方に参画いただいて、ご議論をいただきたいと考えております。

どちらかという、外堀から、こんな議論をしてということになると思いますが、ここの議論が要でもありますので、もう少し、内部でも十分に検討して、お示ししたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

各委員： それは、十分に分かっております。

委員長： 民営化継続の可否について、各委員からご意見をいただくのも良いと思います。まずは、技術的なところから進んでおります。

本来ですと、方針が決まって、その方針に沿って進めるために、細かい方法論を検討していく順番が良いと思いますが、慎重を要することでもありますので、このような状況になっております。

具体案を検討しつつ、民営化を継続すること自体についても、ご意見をいただくなりして、進めていきたいと思っております。

時間の関係もありますので、検討シートでは、主に、民営化の方法に関わる基本方針の6について、これまでの評価の過程を踏まえた対応策について、お示しいただき、委員の皆さまから、色々とお知恵を拝借しているとご理解いただければと思います。

また、次回以降、基本方針1から7については、庁内検討委員会からお示しをされるということで、その際には、十分、委員の皆さまからご意見をいただける余地があります。

それでは、急ぐようで申し訳ありませんが、17頁に進ませさせていただきます。

ここからは、協定書の中で、基本方針に盛り込まれていない、移管先法人に対する条件的なものです。

それを今後、民営化を継続するとした場合に、どのように見直すかという検討案でございます。17頁から24頁まででございますが、基本的には、全て、ほぼ現状どおりということになっております。

「保険への加入」、「宗教食」、「施設長の経験年数」、「専任看護師の配置」、「栄養士の配置」、それから、「臨時・パート職員の就労への配慮」、「保育所定員構成及び受入年齢」、それから、「保護者への意向調査」、これらが、協定書の第3条、4条、5条として規定され実施されていた訳ですが、これらについては、改善という項目がなくて、基本的には、継続ということになっております。

それでは、まず、17頁の「保険の加入」について、これは、加入を働きかけるといえるものですが、加入をしていただいた方が良く

考えますので、検討シートどおりということでご理解をいただきたいと思います。

各委員： 異議なし。

委員長： それでは、「宗教食への配慮」ということで、これも、同じく、配慮が必要ということで、検討シートどおりで良いでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： それから、19 頁の「施設長の経験年数」ですけれども、これも、重要な項目ですので、現状どおりとなっております。

A 委員： 他の児童福祉施設に比べて、保育所の施設長の条件が、基準に対して弱いですね、特に、民間保育園の施設長さんの経歴を見せていただくと、本当に、バラエティに富んでおられて、それを否定するつもりは無いですけれども、選考の時に、年齢的に高い人をどうして配置するのか、移管を受ける社会福祉法人として、もう少し、社会福祉法人の公共性というのを考えてほしいと思えるような事案もあったかのように感じます。かと言って、ここにどういうふうに、条件を当てはめたらいいのか悩ましい問題だと思うのですけれども。

委員長： 少なくとも3年は必要だと思いますけれども、さらに、これより長い経験を求めるかどうかということですかね。

B 委員： もう一度、確認なのですが、3年の経験年数は必要か必要でないか。

A 委員： 必要だと思います。

言いたかったのは、常識的な範囲で、施設長を配置してほしいということなんです。

B 委員： 常識的なというのは。

委員長： 簡単に言えば、何かあったときに、適切な配慮のできる方ということではないでしょうか。

A 委員： たまたま、知っている人を、そういう形で配置するのではなくてということなんです。

B 委員： それは、現場を知っていたら、そう思います。

やっぱり、日々、子どもを保育していますし、保護者対応、子どもの安全確保、本当に判断力、それから、危機管理能力が必要になります。特に、震災とか、今回も、テレビ等で報道されていましたが、日々、防災管理、危機管理も含めて、本当に現場では重たい責任をもっていると思います。

だから、その当たりのところの、保護者に対しての理解も必要ですし、どのような方がふさわしいかというのは、ちょっと、色々条件はあるのでしょけれども、色々なことを網羅できる方がいいと思います。

委員長： もし、仮に、3年以上経験があって、かつ、施設長にふさわしいという条件というものを規定できるのであれば、メールなり、文書なりで事務局の方にご提出をいただければ、その内容を考慮した案としていただけたと思いますので、今一度、お考えをいただくということによろしいでしょうか。

A委員： はい。

委員長： また、経験年数3年は、最低でも必要であるということは、皆さんの共通認識かと思えます。

各委員： 異議なし。

委員長： 最終的には、C委員のご意見も、全ての項目で、伺わなければなりませんので、その点について、次回の委員会の冒頭で確認をさせていただきたいと思えます。この件についても併せて、修正案があれば、事務局に提出していただければと思えます。

それでは、20頁の「専任の看護師の配置」についてですが、これも協定書で移管先法人への条件として規定されており、継続されてよい条件だと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： それから、21頁の「栄養士の配置」についても、継続していく方向性が示されていますが、ご異論はございませんでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： それでは、22頁の「臨時・パートの就労への配慮」でございますが、これは、臨時職員、パートの方々から引き続き、就労に対するご希望があれば、できるだけ配慮をしていただけるように、協定書の条件としているものです。継続という方向性が示されていますが、現状どおりということによろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： それでは、23頁の「保育所定員構成及び受入年齢」についてですけれども、基本的には、公立保育所の状態を継続していただくという協定書の条件をこのまま継続してはどうかということでございます。

また、待機児童に配慮して、弾力的に進めるかどうかということは協議して定めることとしております。

従来から、公・私協調して、定員の弾力化にも取り組んできた経緯がございますので、検討シート上の案では、継続するという事になっていますが、いかがでしょうか。

A委員： 定員の変更などする場合は、協議してできることとして規定があるので、いいのではないのでしょうか。

委員長： 公立保育所の水準の維持と待機児童の解消ということのバランスですね。それを協議していただくということで、よろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： それでは、最後の「保護者への意向調査」でございますが、これは、保護者、移管先法人とも、特に、ご意見がないようでございます。

これも、保護者の意向把握に努めていただくということで、条件としては、継続ということでございますが、意向調査で良いのか、さらに、もっと、本格的な調査、年何回、行うとか、ご意見・ご提案はございますか。

意向調査をしていただくということは、望ましいと思っております。

各委員： はい。

委員長： それでは、検討シートの方向性で進めていただくということで、確認したいと思っております。

各委員： 異議なし。

委員長： 駆け足でございましたが、ここまでで、本日の案件でございます「留意事項等について」各委員の皆さまにご一読していただいた上で、ご意見等をいただきました。

繰り返しになりますが、検討シートは、基本的に、民営化基本方針の主に6の項目、移管の方法について、改善案を示していただいたものです。1から7については、今後、示されるということでございますが、今日、示された基本方針6に関連するその他の項目で、将来的に改善の余地があるものとして、もし、ご提案がございましたら、次回の委員会までに、メールなり文書で事務局まで提出していただければと思います。

これで、本日の案件(1)については、終了となります。

A委員： 意見が分かれたところだけ、少し、言っていただけますか。

委員長： 全ての項目について、今日は、C委員からご意見をお聞きすることができませんでしたので、資料をお届けの上、次回の会議までにご説明をいただき、次回の委員会の冒頭で、ご意見を伺う機会を設けたいと思っております。

特に、今日、議論になりましたのは、1頁の土地の無償貸与及び建物等の無償譲渡のところ、基本的には、方向性2ですけれども、C委員のご意見もお聞きしたいところです。

2頁について、基本的には、対象及び範囲を拡大する方向性1でございますが、これも、C委員からご意見があるかも知れません。

3頁は、「方向性2」で、4頁は、「方向性1」、5頁は、「方向性2」、6、7、8、9頁は、現行どおり継続するというので「方向性1」

10 頁は、「方向性 2 」、11 頁は、「方向性 1 」、そして、12 頁の苦情処理のところ、苦情処理にとどまらず、第三者評価を受けるよう努力していただくという規定を追加してはどうかというご提案もありました。

13・14 頁についても具体的に何らかのご提案があれば、メール等で事務局に提出をしていただくということです。

15、17、18 頁については、原案どおり、19 頁については、何か、具体的な提案があれば、お願いするということ、それから、20 頁以降については、原案どおりということで、ご異論はございませんでした。

以上のとおりでございます。

本日、予定をしておりました案件については、終了とさせていただきます。次回の委員会で改めて、いくつかの点について、提案を出していただければ、確認をしていきたいと思えます。

また、そのときに併せて、今日欠席の C 委員からもご意見を伺ってきたいと思えます。

その他、ご出席の委員の皆さまから、何らかの質問なり、ご提案なりございましたら、お伺いしたいと思えます。

例えば、資料のこのところがよく分からなかったとか、お持ち帰りいただいて、読んでいただくときに、もう少し、補足していただいた方がいいような点がございましたら、今、ご質問いただいても結構でございますが、よろしゅうございますか。

もし、ありましたら、個別に事務局の方にご照会いただきたいと思えます。

委員長： それでは、本日の会議を終了する前に、事務局の方から、何か、連絡事項はございますか。

事務局： 本日は、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

次回の委員会でございますが、外部委員の方につきましては、お手元に日程調整の依頼をお配りさせていただいております。

お忙しいところ、誠に、恐縮ではございますが、10 月末までに、メールにて、ご回答いただきますよう、お願いいたします。

また、日程調整の依頼につきましては、本日、メールにて送付をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

今後のスケジュールでございますが、全体で 3 回の開催を予定しておりますけれども、委員会の状況におきましては、増やすことも必要かと思えますので、その際には、ご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

概ね、月 1 回の開催を予定しておりますので、よろしくをお願いいたし

ます。

なお、次回の会議につきましては、日程調整後、直ちに、ご連絡をさせていただきますけれども、11月中には、開催をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

委員長： それでは、次回、11月中ということでございますので、日程調整をお願いいたします。

A委員： もう少し、11月の、例えば、1か月後あたりと、絞っていただくことはできませんか。

今は、日程が空いていても、色々とスケジュールが入ってくるかも知れませんが、11月の最後の1週間とか、20日以降の調整とか、その方が、皆さん都合がよろしいのではと思います。

事務局： 中旬以降とは考えているのですが、もう少し、絞った方がよろしいですね。

A委員： 委員長が、月曜日の午前中なら大丈夫とおっしゃっておられますので、私も月曜日の午前中でしたら大丈夫です。

B委員： 私も大丈夫です。

事務局： そういたしましたら、21日の月曜日か、28日の月曜日では、いかがでしょうか。

各委員： その2日間を確保しておきます。

事務局： C委員のご都合もありますので、21日の月曜日と28日の月曜日の両日の午前中ということで、調整をいたしまして、できるだけ早い内にご連絡をさせていただきます。

委員長： それでは、21・28日の月曜日の午前中で、日程調整をしていただきます。

それでは、ご出席の各委員の皆さま、本日は、ありがとうございました。以上で、本日の委員会を終了させていただきたいと思っております。